

(H17.10.3付け)
(委員会未説明事項)

トヨタ自動車

別紙(乙側)

- 1 フィリピントヨタ自動車(株)について伺います。
 - (1) 設立の目的及び経緯について教えてください。
 - (2) 設立に当たってトヨタ自動車(株)が関与した内容を教えてください。
 - (3) フィリピン労働雇用省が今年6月に決定したフィリピントヨタ自動車(株)における組合承認投票の実施について、その状況を教えてください。

- 2 トヨタ自動車(株)とフィリピントヨタ自動車(株)との関係について伺います。
 - (1) 会社相互の関係
 - ア 資本・財産関係
 - (ア) 株式や事業用資産の保有など、両会社の資本・財産関係について説明してください。
 - (イ) トヨタ自動車(株)の出資割合が34%出資である点について、現地制度上、フィリピントヨタ自動車(株)に対してどのような権限が行使できるか説明してください。
 - イ 役員・従業員関係
 - (ア) フィリピントヨタ自動車(株)が設立されてから現在に至るまで、トヨタ自動車(株)から派遣されている役員や従業員の数、その地位・権限、処遇等を教えてください。
 - (イ) 田畑延明氏を含むフィリピントヨタ自動車(株)の歴代社長について
 - a 同社社長の、トヨタ自動車(株)での地位、役割、活動等について教えてください。
 - b 同社社長への就任前の役職及び解任後の役職を教えてください。
 - ウ 取引・業務関係
 - 部品や製品の納入・販売、資金援助、技術指導・研修など、両社の取引・業務関係について教えてください。
 - エ 労働条件・人事関係
 - (ア) フィリピントヨタ自動車(株)における従業員の労働条件や人事について、誰がどのようにして決めるのか、把握している範囲で教えてください。
 - (イ) フィリピントヨタ自動車(株)における従業員の労働条件や人事の決定について、報告、相談、承認などトヨタ自動車(株)の関与がありますか。
「ある」場合には、その内容を教えてください。
 - (2) フィリピントヨタ労働組合の組合員解雇及び組合不承認問題への関与

フィリピントヨタ自動車（株）が行ったフィリピントヨタ労働組合の組合員解雇の決定、同労働組合の組合不承認（組合承認選挙の結果に対する異議申立て）に関し、トヨタ自動車（株）が報告や相談を受けたり、承認を行った事実がありますか。

「ある」場合には、その内容を教えてください。

副
本

神勞委平成17年(不)第1号トヨタ自動車等事件
申立人 全造船関東地協神奈川地域労働組合
被申立人 トヨタ自動車株式会社 外1名



被申立人トヨタ自動車準備書面(3)

平成17年10月31日

神奈川県労働委員会会長 殿

被申立人トヨタ自動車株式会社

代理人弁護士 木 下 潮 音

同 平 越 格



被申立人トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）は、本書面において、貴委員会の釈明権の行使に関する見解を述べる。

第1 はじめに

貴委員会の平成17年10月3日付「トヨタ自動車等事件に係る求釈明」と題する書面に基づく釈明権行使は、以下のとおり、審査手続の当事者主義的対審構造を考慮すれば、公正を欠いていると言わざるを得ないものであり、トヨタ自動車として直ちにこの釈明に応じることは躊躇せざるを得ないところである。

そもそも、平成17年9月26日付準備書面(2)において詳述したとおり、本件申立事件は命令を発するのみに熟しており、審問手続を経ることなく直ちに却下ないし棄却命令の交付時期を定めることができる状態にあるのであって、貴

委員会の釈明事項についてこれを明らかにする必要性は存しない。

よって、トヨタ自動車としては、上記釈明について、貴委員会に強く再考を求める次第である。

第2 対審手続における釈明権行使の在り方について

1 審査手続が当事者主義的対審構造に基づいていること

改めて指摘するまでもなく、不当労働行為の審査手続は、当事者である労使が事実関係の有無や不当労働行為の成否を争い、これを前提に労働委員会が準司法的権限（証拠による事実認定と認定事実への法律適用）を行使するという当事者主義的対審構造に基づいている。

すなわち、不当労働行為の救済手続は申立てによってのみ開始され（労組法27条1項）、申立ての取下げがあれば申立ては初めから係属しなかったことになるのであって（労委則34条4項）、救済手続の開始と維持について申立主義がとられている。これは、不当労働行為の救済という行政介入の限度について、「不当労働行為をなされた者が救済を求めるかぎりで行う」ということを意味している（菅野和夫「労働法第七版」弘文堂653頁）。

そして、その当然の帰結として、審査の対象も申立ての対象とされた「不当労働行為を構成する具体的事実」（労委則32条2項3号）に限定され、労働委員会は救済を申し立てられていない事実について命令を出すことができないのであって、審査対象についても申立主義がとられている。

さらに、労働委員会は、救済命令の内容についても、「申立人の請求にかかる救済」（労組法27条の12第1項）、「請求する救済の内容」（労委則32条2項4号）を前提としなければならないのである。

このように当事者主義的対審構造をとる審査手続において、不当労働行為の主張、立証責任が申立人にあることは言うまでもない。

2 審査手続における釈明権行使の在り方

労働委員会規則35条6項は、「審査においては、会長は、必要があると認めるときは、いつでも、当事者に対して釈明を求め、又は立証を促すことができる。」と規定している。

この釈明権は、労働委員会が準司法的権限（証拠による事実認定と認定事実への法律適用）を行使する立場にあることを前提に、当事者による請求、主張、立証に関する事柄を明瞭にする為に認められるものである。

従って、既述したような審査手続の当事者主義的対審構造を前提とするならば、労働委員会の釈明によって、当事者から既に提出されている主張、証拠の範囲を超えるような主張を促すことは許されないはずである。

もちろん、独立行政委員会である労働委員会において、釈明権の行使は公正かつ公平でなければならないことは当然であって、このことは、平成16年の労働組合法改正によって、公益委員の除斥・忌避制度が設けられたことから明らかである。

第3 本件釈明事項について

以上を前提に検討すると、本件釈明事項は、いずれも労働委員会に認められた釈明権の範囲を逸脱するものであって、公正を欠くものであると言わざるを得ない。

すなわち、平成17年9月26日付準備書面(2)において詳述したとおり、申立人組合は、貴委員会において指定された主張・立証の提出期限を遵守することなく、漫然と被申立人らに応訴の負担を強いてきたばかりか、被申立人らの「使用者性」を基礎付けるような具体的事実主張をしていない状況にある。

これに対し、本件釈明は、トヨタ自動車の主張内容が不明瞭である点についてこれを明瞭にする為に行われたものではなく、上記のとおり、救済を求める立場にある申立人組合さえ全く主張していない事項について、被申立人側であるトヨタ自動車に対し、新たに詳細な主張を行うように求めるものに他ならな

い。申立人組合には、既述のとおり、十分に主張・立証の機会が与えられてきたにもかかわらず、である。

繰り返すとおり、審査の対象は申立ての対象とされた「不当労働行為を構成する具体的事実」(労委則32条2項3号)に限定されているのであって、労働委員会が、救済を求められていない事実を審査の対象に含めるが如き釈明を行うことは、当事者主義的対審構造を採用し、申立人に不当労働行為の主張、立証責任を負わせている審査手続においては許されないところである。

第4 結語

以上のとおり、本件釈明は審査手続の当事者主義的対審構造を考慮するならば、公正を欠いていると言わざるを得ないものであり、トヨタ自動車としては、これに応じることができず、貴委員会に対し、強くその再考を求める次第である。

以上

別紙 (丙側)

- 1 フィリピントヨタ自動車 (株) について伺います。
 - (1) 設立の目的及び経緯について教えてください。
 - (2) 設立に当たって三井物産 (株) が関与した内容を教えてください。
 - (3) フィリピン労働雇用省が今年6月に決定したフィリピントヨタ自動車 (株) における組合承認投票の実施について、その状況を教えてください。

- 2 三井物産 (株) とフィリピントヨタ自動車 (株) との関係について伺います。
 - (1) 会社相互の関係
 - ア 資本・財産関係
 - (ア) 株式や事業用資産の保有など、両会社の資本・財産関係について説明してください。
 - (イ) 三井物産 (株) の出資割合が6%である点について、現地制度上、フィリピントヨタ自動車 (株) に対してどのような権限が行使できるのか説明してください。
 - イ 役員・従業員関係
フィリピントヨタ自動車 (株) が設立されてから現在に至るまで、三井物産 (株) から派遣されている役員や従業員の数、その地位・権限、処遇等を教えてください。
 - ウ 取引・業務関係
部品や製品の納入・販売、資金援助、技術指導・研修など、両社の取引・業務関係について教えてください。
 - エ 労働条件・人事関係
 - (ア) フィリピントヨタ自動車 (株) における従業員の労働条件や人事について、誰がどのようにして決めるのか、把握している範囲で教えてください。
 - (イ) フィリピントヨタ自動車 (株) における従業員の労働条件や人事の決定について、報告、相談、承認など三井物産 (株) の関与がありますか。
「ある」場合には、その内容を教えてください。
 - (2) フィリピントヨタ労働組合の組合員解雇及び組合不承認問題への関与
フィリピントヨタ自動車 (株) が行ったフィリピントヨタ労働組合の組合員解雇の決定、同労働組合の組合不承認 (組合承認選挙の結果に対する異議申立て) に関し、三井物産 (株) が報告や相談を受けたり、承認を行った事実がありますか。
「ある」場合には、その内容を教えてください。

副
本



神勞委平成17年(不)第1号トヨタ自動車等事件

申立人 全造船関東地協神奈川地域労働組合

被申立人 三井物産株式会社 外1名

被申立人三井物産株式会社第3準備書面

平成17年10月31日

神奈川県労働委員会会長 殿

被申立人三井物産株式会社

代理人弁護士 小鍛冶 広 道



—平成17年10月3日付「トヨタ自動車等事件に係る求釈明」について—

およそ不当労働行為審査手続が準司法手続である以上、労働委員会は審査手続においては司法手続における裁判官と同様に、徒に一方当事者に肩入れすることなく、両当事者に対して公正・公平に手続上の権限を行使すべきであるところ、貴委員会の平成17年10月3日付「トヨタ自動車等事件に係る求釈明」に基づく求釈明は、果たして上記の公正・公平の要請に即したものと見えるか、疑問といわざるを得ない。

また、被申立人三井物産の「使用者」性に関する申立人の主張は主張自体失当であること、既に第2準備書面にて述べたとおりであって、上記求釈明に応じなければ申立却下の命令を発令できないものでもない。

よって、被申立人三井物産としては、同求釈明に応じるものではない。

以上